

# 津市行政の公正公平の確保に関する条例(案)

## 条例の基礎となる考え方

### 《市行政の責務》

市行政は、市民全体の奉仕者であることから特定の人物を特別扱いすることなく、不当要求行為に応じず、透明性の高い公正公平な市政を確保します。

### 《職員の責務》

職員は、高い使命感と倫理観を持ち、公正公平な職務を遂行します。そのためにも、社会規範や法令等を遵守するコンプライアンス意識を確立し保持します。

### 《市民・自治会・市民活動団体の理解と協力》

市民は、公正公平な市政の遂行に協力し、自治会や市民活動団体は良識の下、誠実かつ秩序正しい言動に努めます。

## 施策と体制

### 01 記録化

市政への口頭による要望を文書として記録します。

### 03 公益通報

事務事業に関して違法または不当な行為で公正な市政の遂行が阻害される場合は、内部統制室を窓口として公益通報などができます。

職員等の違法または不当な行為を、職員等が組織内の通報窓口にて内部通報すること

### 02 不当要求行為等の禁止

いかなる人も職員に不当要求行為等を行ってはなりません。

暴力を振るったり、脅迫したりして要求の実現を図る行為や、大声で罵倒したり非礼な言葉を浴びせたりして、不安や嫌悪感を抱かせる行為など

### 04 組織体制

津市は、不当要求行為等に対する機構的な備えを維持し、公正公平な市政を遂行する組織体制の保持に努めます。

## パブリックコメントの募集

「津市行政の公正公平の確保に関する条例(案)」についてのパブリックコメントを募集しています。ぜひご意見をお寄せください。

**閲覧場所** 津市ホームページまたは内部統制室、総務課情報公開室、各総合支所地域振興課

**提出方法** 直接窓口または郵送、ファクス、Eメールで内部統制室(〒514-8611 住所不要、FAX229-3330、✉229-3206@city.tsu.lg.jp)へ

**締め切り** 9月10日(金)必着



津市行政の公正公平の確保に関する条例(案)

## 内部統制室の取り組み

内部統制室は、三重県警察から現役警察官を室長に迎え、警察官OBを含む4人体制としています。同室では条例案の作成のほか、不当要求行為対応マニュアルの作成、庁舎内パトロールの実施、警察など関係機関との連携強化に取り組んでいます。

また、不当要求に対し組織的に毅然とした対応ができるように、職員の意識改革や知識・技術を習得する研修を全ての職員の職員を対象に実施しています。

